

財産承継ニュース

夏号
2012 vol.1

創刊号

●法律

生前贈与の基礎知識

一次代に想いと資産をスムーズに引き継ぐために

●年金

所得金額等によって異なる

遺族年金の受給権

●相続事例

ひとみ税理士の相続^秘相談手帖〈第1話〉

遺産の大部分を占める不動産全部を 長男に渡したい

●コラム

いすに座ったままできる

かんたんストレッチ



市ヶ谷会計事務所

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8

TEL 03-3239-0068 FAX 03-3264-5586

Homepage <http://www.tkcshuppan.co.jp>

E-mail shuppan@tkcnf.or.jp

生前贈与の基礎知識

—次代に想いと資産をスムーズに引き継ぐために—

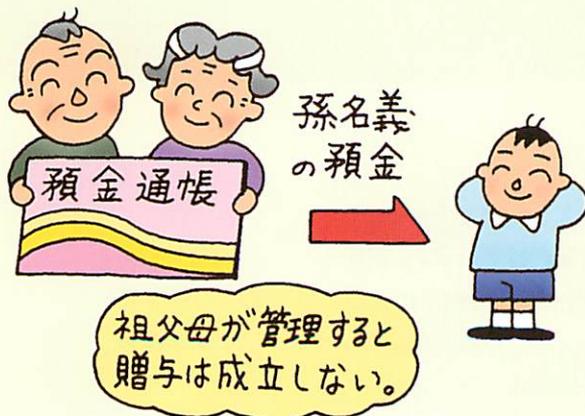
親が子供や孫に毎年贈与税の基礎控除の範囲でキチンと贈与してきたつもりだったのに、相続税の調査で「名義預金」と指摘され、被相続人の財産として修正申告しなければならなかったという例が見受けられます。そんなことにならないように正しい知識を身につけましょう。

基本は民法の贈与

贈与するということは「ただでものをあげる」というのが私たちの常識です。

しかし、民法では「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示（片務）、相手方が受諾する（諾成）ことによって、その効力を生ずる」としており、「書面によらない贈与は、当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない」とされています。つまり、贈与を受けた側がその事実を知らなかったり、贈与を受けた財産を自由に処分したり運用したりできなければ、法律的には贈与が履行されたとは認められないのです。

ところが「渡してしまうと無駄遣いするといけないうので預かっておく」ために、親



や祖父母などが贈与をしたつもりの子供や孫名義の預金を保管していることが多いのが実情です。このような場合、実質的に子供や孫は自由に処分や運用をできません。それどころかその事実を知らないこともあります。こうなると当然贈与は成立していないこととなります。

名義預金に時効はない

「贈与税を払っていなくても時効があるので最長でも7年経てば問題ないでしょう」とおっしゃる方がいます。確かに贈与が成立していればそのとおりですが、そもそも「預かっていた預金」は、その人は贈与したつもりでも、贈与を受けたはずの人がその事実を知らなかったり、財産を自由に処分したり運用したりすることができなければ、民法の贈与契約は成立していません。したがって、何年経っていても贈与が成立していないとして、時効にはならないのです。

時効といえばいまだに「公正証書で土地の贈与契約を行って、その日から7年以上経過してから登記をすると贈与税を払わずに贈与できる」と耳にすることがあります。

しかし、平成10年12月25日の名古屋高等裁判所の判決でこのことは否認され、そ

の後上告された最高裁判所は不受理決定をしていますので、こんなやり方は認めない判決が確定しています。

金融資産は相手に渡す

預貯金、株式、国債及び投資信託などの金融資産は、贈与する人から贈与を受ける人に実際に渡す必要があります。しかし、実際に渡した場合でもそのことを第三者からみて客観的に証明することが求められますので、次のような手続きをしておくといでしょう。

- ① 父母又は贈与する人の銀行口座から贈与する金額を引き出し、もらう人の銀行口座に毎年あげたいときに振り込む。
- ② もらう人は自己名義の口座を作っておく（開設申込みは必ず本人又は親権者の自署押印によること）。
- ③ もらった人又はその親権者が通帳、印、証書などを保管する。届出印は必ず贈与者のものとは別にしておく。
- ④ 暦年贈与を選択している場合で贈与金額が110万円を超えるときは、必ず申告をして贈与税を納付する。

収入はもらった人に

贈与してもらう人が既に給与収入などがあり独立しているような場合には、給与が振り込まれる銀行口座に振り込んでもらえば、日常的に使用している口座に振り込まれていますので贈与が成立していることに疑問の余地がありません。株式の贈与を受ければ、その後に受け取る株式の配当収入は当然贈与を受けた人のものになります。それが収入を生む賃貸建物の場合には、贈与を受けた後の賃貸収入は建物の贈与を受けた



人のものですから、その収入に係る不動産所得は贈与を受けた人が自らの所得として申告する必要があります。さすがに賃貸収入の申告を忘れてたり、贈与をした人の所得として申告したりする人は少ないようですが、株式の配当や債権の利息などを贈与した人が贈与前のようにそのまま受け取ってしまっている例が時々見受けられます。そうすると贈与そのものの意思が疑われることになりかねません。後で無用の疑いをもたれないように、これらの収入は「もらった人」が受け取り、申告が必要な場合にはもらった人が自らの所得としてきちんと申告しておきましょう。

平成23年5月に国税不服審判所が出された裁決では、「それらの原資を誰が負担しているか、取引や口座開設の意思決定をし、その手続きを実際に行っていたのは誰か、その管理運用による利得を得ていたのが誰かという点もまた帰属の認定の際の重要な要素ということができ、名義人と実際に管理運用しているものとの関係などを総合的に考慮して」財産の帰属を決めるべきであるとしています。このように、安易に子供や孫名義の預金を作らず、実際に贈与して本人が自由に使えるようにすることが重要です。

所得金額等によって異なる 遺族年金の受給権

年金については、所得金額によって受け取れる年金額や受給権の有無にも影響する重要なポイントがあります。そこで、今回は遺族年金について、留意点などを簡潔にまとめてみました。

1. 生計維持関係はありますか？

公的年金の中で死亡に関する保険給付としては、遺族基礎年金と遺族厚生年金があります。どちらもそれぞれに受給要件がありますが、共通した要件の一つに、「死亡時に死亡者によって生計を維持されている遺族であること」という条件があります。この生計維持関係の有無は死亡者と生計が同一であったことと、遺族の前年の給与収入が850万円（給与所得控除後の金額は645万円）未満であるか否かで判定します。つまり同じ世帯（原則として戸籍謄本と住民票が同一世帯に記載されている必要があります）で、かつ、この金額未満の年収あるいは所得のどちらかの要件をクリアすれば、死亡者によって生計を維持されていたということになります。

また、この年収あるいは所得は「将来にわたって有すると認められる」のでなければ、生計維持関係ありと判断されます。具体的にいうと、現在は給与等が上回っていても、おおむね5年以内に基準未満に下がればよいという考え方です。

たとえば、妻が58歳で給与収入が1,000万円でも、2年後の60歳で定年退職となる場合には、定年年齢を記した就業規則等を添付すれば生計維持関係が認められます。

そのため、前年にたまたま不動産等を売却したことにより所得があっても、一時的

な所得ならば、生計維持関係が認められません。しかし、5年以内に定年にならない場合や事業所得が継続してあるときなどは、夫の死亡と共に会社を廃業して所得がなくなったとしても、夫の死亡時での前年所得が先程の基準を上回っていれば、生計維持関係は認められません。そのためにも、同族会社で妻が役員になっている場合などでは、年間役員給与は850万円未満になるようにしておくべきでしょう。

ちなみに、夫の死亡後に妻が社長に就任して役員給与が増えたり、事業主になって事業所得が増えて基準を上回ったとしても、現在の判断基準では、死亡時の前年所得で判定されますので受給できます。

2. 受給権者となれますか？

遺族基礎年金と遺族厚生年金では、受給権者となれる遺族の範囲が異なります。遺族厚生年金の受給権者となれる遺族の範囲は生計維持関係のある配偶者、子、父母、孫、祖父母です。これに対して遺族基礎年金の方は範囲が狭く、生計維持関係のある「子のある妻」と「子」のみです。

公的年金の遺族年金で子の概念というのは、18歳の年度末まで、あるいは20歳未満で一定の障害状態にあり、かつ、現に婚姻していない子で法律上の子（養子、認知した子）を含むということで統一されています。また、税法上の取扱いとは異なり社会

保険上は妻、あるいは配偶者というのは内縁関係でも認められます。

まず、遺族基礎年金についていえば、上記のような子と生計を同じくする妻か、子のみしか受給権者となれません。ちなみに、子のある妻に受給権がある場合は、子に対する遺族基礎年金は支給停止になります。

遺族基礎年金は定額で子の数によって年金額が図1のように異なる仕組みになっています。

子のない妻は遺族基礎年金を受給できません。また、子は18歳の年度末になると失権し、末子が失権すると妻自身も遺族基礎年金のみ失権してしまいます。

このように、遺族基礎年金を受給できるか否かは子の存在が重要なポイントとなります。前述したように子は実子、養子を問いません。死亡時に養子縁組をした孫がい

れば子としての加算対象になりますし、子自身の受給権も発生します(ただし、生計同一および生計維持関係が必要です)。

これに対して、遺族厚生年金を妻が受給する場合は、生計維持関係は必要ですが、子がいることは受給要件ではなく、受給額も死亡者の平均給料(これを平均標準報酬月額及び平均標準報酬額といいます)によって額が変わってきます。子のない妻(遺族基礎年金を受けられない妻)が受ける遺族厚生年金には、夫の死亡時、妻が40歳以上65歳未満であれば、中高齢の寡婦加算589,900円(年額)が加算されます。

なお、この中高齢の寡婦加算が行われるのは、夫の在職中の死亡か、夫の厚生年金の被保険者期間が20年(中高齢の期間短縮に該当する場合は15年~19年)以上ある場合等です。

図1 遺族基礎年金の年金額(平成24年度価格)

受給者の区分		年金の額
妻と子の 場合	妻のみ	なし
	妻と子1人	786,500円+226,300円=1,012,800円
	妻と子2人	786,500円+226,300円×2人=1,239,100円
	妻と子3人	786,500円+452,600円+75,400円=1,314,500円
子だけの 場合	子1人	786,500円
	子2人	786,500円+226,300円=1,012,800円
	子3人	786,500円+226,300円+75,400円=1,088,200円

(注)子の加算は、2人までは1人につき226,300円、3人目以降は1人につき75,400円。



図2 遺族基礎年金と遺族厚生年金の概要

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
受給要件	被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。 ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること(遺族厚生年金も同様)。	①被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。 ②1級・2級の障害厚生年金を受けられる者が死亡したとき。 ③老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。
生計維持関係	死亡者と生計が同一であったこと、遺族の前年の給与収入が850万円(給与所得控除後の金額は645万円)未満であるか否かで判定(事業所得や不動産所得の場合には、所得金額が645万円未満であること)。	
受給権者	生計維持関係のある「子のない妻」又は「子」	生計維持関係のある配偶者、子、父母、孫、祖父母
子の定義	18歳未満、又は20歳未満で一定の障害状態にあり、婚姻していないこと。*養子、認知した子を含む。	
妻の範囲	内縁関係を含む(夫の場合も同様)。	
年金の額 (平成24年度価格)	①妻と子の場合 786,500円に子の数に応じて一定額が加算される。 ②子だけの場合 786,500円に、子が2人以上の場合、一定額が加算される。	死亡者の平均給料(これを平均標準報酬月額及び平均標準報酬額といいます)によって額が変わる(遺族基礎年金の受給権者は、遺族厚生年金も併せて受けることができる)。
子のない妻	—	妻が40歳以上65歳未満の場合、一定の要件に該当すると中高齢の寡婦加算589,900円(年額)が加算される。



税理士
東西ひとみ

遺産の大部分を占める不動産全部を長男に渡したい

京扇子で元気よく扇ぎながら、ひとみが窓から真っ青な夏空を眺めていると、藤田さんから「相談したいことがあるので、事務所におうかがいしたい」と電話があった。

電話を切った後、たしか藤田さんは奥様に先立たれ、同居されている長男と大阪に嫁いだ長女とアメリカ勤務の次男の3人の子がいたなとひとみは思い浮かべ、何の相談かと考えた。

「一緒に住んでいる長男一家とは楽しく暮らしているけれど、長女や次男は顔も全然見せてくれない」と藤田さんがよくぼやいていたことを思いだし、そろそろ80歳になり相続のことが気になりだしたのかなと思い、もしそうなら、簡単には悩みの解決方法を見いだせないかもしれないと気を引き締めた。

遺産総額の8割をしめる不動産

事務所を訪れた資産家の藤田さんから、予想どおり遺産の大部分を占める不動産を全部長男に渡したいという話が終わると、ひとみは次のように切り出した。

 「日本では、民法に定める相続人(法定相続人)が民法の定める割合(法定相続分)にしたがって遺産を相続することになっています。藤田さんには3人のお子様がいらっしゃいますので、相続分は平等に各自3分の1ずつとなっています。藤田さんのご希望がかなう最も理想的な遺産分けは、ご長男が不動産の全てを相続され、ご次男・ご長女が残りの財産を相続された結果、それぞれの取り分が相続財産の3分の1になっていることです。ところが困ったことに藤田さんの場合には、私の計算した相続税評価額によるとご長男に相続させたい不動産だけで、遺産総額の約8割を占めていますね」



「そうすると、子供達それぞれの法定相続分が3分の1だから、長男に不動産の全てを相続させることはできないということですか？」



「いえいえ、相続は必ずしも法定相続分の割合に従って行なわなければならないわけではありません。藤田さんが生前にご長男に不動産の全てを遺すという遺言を作成されれば、法定相続分とは異なる分け方を指定することもできます。遺言は遺言者の死亡と同時に効力を生じますので、藤田さんがお亡くなりになった場合には、直ちにご長男は全ての不動産を相続できます。ただし、その遺言どおりにうまくおさまる場合もあれば、遺言に不満で大もめになることもあります」



遺留分の問題はどうするのか



「それは、どういうことですか？」



「藤田さんの他の2人のお子様が、ご長男に全ての不動産を渡すつもりがあるかどうかということです。そのつもりがあるなら遺言に従うだけですが、不公平だということになると、日本では遺言をしても一定の相続人には最低限の取り分として『遺留分』が認められていますので、遺言があってもそれ以上の遺産分けを請求されることになるからです」



「遺留分というのは、どれくらいの割合なのですか？」



「遺留分の割合は相続人によって異なりますが、子供同士の場合は相続財産の2分の1となり、これに相続分をかけます。3人兄弟の場合、相続分が3分の1ですから遺留分は6分の1になります。不動産をご長男に全て相続させた場合、実際に他の2人の相続人が受け取る財産は、残りの財産の2分の1である10分の1ずつとなりますので、法定相続分の半分にも満たず遺留分を侵害することになりますね」



「それでも、私がそういう遺言を作れば、子供たちは大概の場合、従ってくれるのではないのでしょうか？」

この質問から、藤田さんは子が自分の決めた財産の取り分でもめるわけがないと内心では思っているなど感じたひとみは、自分が経験したトラブルを話した。

家族への思いが伝わる遺言を



「私の経験から話しますと、遺言があっても相続人が遺言に従おうとせず、争いになって家族関係が壊れるというケースが最近では増えています。特に遺言がなかった場合には法定相続分を要求されることが多く、その場合、確実に紛糾し後継者は大変な苦勞をするというのが現状です。遺言をすることは、相続人間には不平等な結果となるかもしれませんが、重要なことは、そのような遺言をせざるを得なかった藤田さんの思いが、お子様達に伝わるように遺言書を書くことではないのでしょうか？」



「少しずつ私の進むべき道が見えてきたような気がします。思いきって今度の正月に皆が集まったときに、自分の気持ちを話して子供たちの考えも聞いてみたいと思います」



「ただそのときに、財産分けだけでなく相続税も考えておかないと、悲惨な結果になることもあるので注意してくださいね。もし誰に何を残すかが決まれば、相続まで待たないで贈与の方が節税になり、かつ確実である場合もあります。だから、遺留分の問題をどうするかを決めたら、次に税金負担の事もしっかりと考えなくてはなりません。その時は全力でご相談にのりますので、一緒に考えていきましょう」

ひとみの言葉に藤田さんも、もやもやが晴れた様子。家族間の話し合いと子の意見調整は、本人自身が強い決断を持って取り組まなくては前へ進むことはできない。元気で皆が仲のよいうちにこそ実行してほしいと、ひとみは心から願って藤田さんの後姿を見送ったのだった。

	藤田さんの希望	遺留分
長男	$\frac{8}{10}$	$\frac{1}{6}$
長女	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{6}$
次男	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{6}$



いすに座ったままでできる かんたんストレッチ

◎ストレッチ監修 中野ジェームズ修一

1回のストレッチは
TV CM1本分

ストレッチとは筋肉を伸長させることで、いすに座ったままでも、さまざまなストレッチを行うことができます。ここでは、肩回り、首回りを伸ばすストレッチをご紹介します。

ストレッチは1ポーズ30秒が目安になります。平均的なテレビCMの長さは1本30秒なので、1つのCMをストレッチタイムにするのもいいでしょう。



◎首横から肩にかけてのストレッチ

右手を体の後ろに回し、いすの背をつかみます。

左手で頭の側面を持ち、左に傾けます。その際、右肩を下げながら行くと、より効果的に伸ばすことができます。

30秒キープし、左右を替えて行います。

首の後ろから背中にかけてのストレッチ◎

いすに浅く腰かけます。

両手を後頭部に置き、腕の重さで頭を前に倒します。

肩の力を抜いて背中全体を丸めながら行くと、効率的に伸ばすことができます。



出典：中野ジェームズ修一監修
『毎日3分、体がぐんっ!とラクになる ぎょうのストレッチ』
株式会社ポプラ社発行

■著者プロフィール

中野ジェームズ修一(なかのじゅーむすしゅういち)
1971年長野県生まれ。フィジカルトレーナー、パーソナルトレーナー。テニスのクルム伊達公子さんや卓球の福原愛さんをはじめ、プロアマ問わず多くの人たちから支持を得る。著書に『頭のいい人のからだの鍛え方』『ぎょうのストレッチ』(ポプラ社)など。